



個人情報保護を後退させない

加藤陽子 (座間市民ネット)

各自治体では国より進んだ個人情報保護についての条例を制定し、市民の生活を守ってきました。しかし、デジタル化による情報データの利活用を進め成長戦略を図る国は、昨年5月個人情報保護法改定を行い、自治体に対し国の内容に一元化するよう条例の改定を求めています。これまで自治体が条例に定め実践してきた、本人外収集の制限、人種・信条・社会的身分・病歴・犯罪経歴等の要配慮個人情報の制限、オンライン結合による提供の制限などの規制を設けることについて、国は許容しないとしています。またこれらの規制に係る審議を行ってきた審議会に諮問できるのは特別なことに限るとしています。都道府県、政令市以外にも匿名加工情報の導入を義務付ける方向があり、個人情報の保護が危ぶまれます。こうしたことから、座間の市民グループは法改正に伴う今年度の条例改定に際して、これまでの条例運用を踏まえ、審議会(座間市は「審査会」)での十分な審議と個人情報保護を後退させない取組みを要望する陳情を6月議会に提出しました。

6月7日の企画総務常任委員会にて趣旨説明の意見陳述が行われ審査されましたが、委員長以外の7人中5人の反対により不採択となりました。反対する理由は何なのか、納得のいかない結果となったことを多くの市民に伝え、条例改定の行方をウォッチングしていきます。



情報は市民のもの

大西いづみ (ネット宮前/川崎市議)

7/2



東京都公文書館は、西国分寺駅近くに2020年に竹芝庁舎から移転しオープンしました。都有施設で初めてのZEB (Zero Energy Building) を導入しています。常設展示室には、江戸から東京に至る変遷が壁面グラフィックで紹介され、関連資料も展示されています。広々とした明るい閲覧室には、パソコン端末があり、資料の検索・簡易閲覧ができます。都政の動きを年ごとに1冊にまとめた「東京都行政資料集録」もありました。レファランズ利用室や撮影室・行政利用室などもあり、情報検索システムでは自宅から公文書館が保有する特定歴史公文書等の目録をインターネット検索できます。

1988年に公文書館法、2011年には公文書管理法が施行され、自治体に対して、保有する文書の適正な管理に関する施策の策定・実施を努力義務として課しています。東京都は公文書管理法を制定しており、県内では相模原市と藤沢市も制定していま

す。川崎市では1984年に公文書館が設置されています。運用条例のみです。神奈川ネットでの学習会や札幌市を視察し、適正な管理・廃棄の仕組みが必要と管理條例の制定を提案してきました。

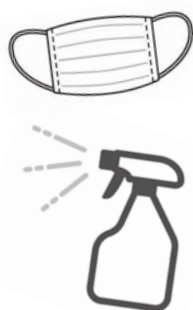
川崎市市民ミュージアムは、2019年の台風19号による浸水で収蔵品が大きな被害を受け、浸水の可能性がある等々力緑地に何故設置したかが問題になりましたが、当時の資料が残っており不明のままです。こうした点からも、自治体の意思決定過程や事業の遂行が適正であったかを検証する公文書の保管が必要とす。公文書管理法は、公文書を「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と位置付けています。情報は市民のもので、公文書を適正に管理・保存し、廃棄も含めて市民に公開する公文書管理条例を改めて提案していきます。



1億円以上の契約には議決が必要

平田いくよ (ネット青葉/横浜市議)

横浜市では、1億円を超える財産の取得をする時には、議会に諮り、議決を経るという手続きを取ることになっています。横浜市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(しかし、2020年から2022年までの間に、抗原検査キット購入4件、8億8297万円、マスク・防護服等の7件、14億4968万5300円、トータル11件、23億3265万5300円は、1億円以上の購入にも関わらずその手続きが行われていませんでした。



2020年は、緊急事態宣言や学校休業などの混乱、マスクを始め衛生用品の不足も大きな社会問題となりました。その最中、市民のために「マスク・衛生用品をなんとか購入したい」という気持ちで十分理解します。しかし、慣れない口頭での多額の契約、緊急契約という、普段とは違う状況で、今後誤った判断をしないためにも、追認の事態が起こった11件、それぞれの概要・経緯を明らかにする必要があります。現在、外部のコンプライアンス顧問の調査中であり、概要や経緯、責任の所在は不明なままです。

今わかっていないことは、
・起案書は1億円以上、以下で分けられておらず、書式が同じ。
・庁内で使われている電子システムは、購入限度額を超えても警告が出ずストップがかからない。
・起案方法の事務規定はあるが、局によって方法がバラバラで統一されていない。

今回は、緊急であったため上限額がなく、通常1億円以上の決裁は下りないところだが、1億円以上の契約が可能となった。
口頭で契約し、起案書は後に作成され、市のHPでも公開されていますが、議決案件であることに、2年以上の間、誰も気づくことができませんでした。その原因はシステムの問題であるのか、ヒューマンエラーであるのか、まずは原因究明しなければ有効な再発予防策が講じられません。

議案を上程する市長には、議案内容を明確にし、提案する責任があります。これらのことから、追認の議案に反対しました。現在コンプライアンス顧問が調査を進めており、7月には結果を公表すると聞きました。経緯が明らかになるよう調査結果を注視していきます。

飛行訓練増加に抗議の申し入れ

くにかね久子 (大和市民会議 / 市議)



6/14



▲基地周辺住民と申し入れ

南関東防衛局座間防衛事務所へ、基地周辺住民として申し入れを行いました。これは、6月9日から通告もなく、突然の海兵隊の攻撃ヘリの飛来に始まり、大型輸送ヘリCH53EやMV22 オスプレイが大挙して厚木基地に飛来し、飛行訓練を行っていることの説明と抗議の申し入れです。

南関東防衛局は、防衛省の地方支分部局として、自衛隊及び在日米軍の活動基盤となる防衛施設の安定的使用を目指し、防衛施設の整備や自衛隊及び在日米軍の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう地方公共団体や地域住民の理解及び協力を得る役割を担っています。業務内容には、防衛政策についての理解を得るための情報提供や説明の実施がありますが、ここ数日にわたる外来機オスプレイの市街地での低空飛行やCH53Eの2機編隊飛行、タッチアンドゴーの離着陸訓練は忍従の域をはるかに超えています。

運用上の機密の壁により、市民への事前の情報もなく、私のところにはロシアのウクライナ侵攻に係るのかなど、不安の声が寄せられました。今回飛来した軍用機のMV22 オスプレイは今年に入って2度の墜落事故を起こしています。また、CH53Eの派生型の海軍型MH-53E シードラゴンは、4年前に厚木基地内で窓枠を落下させる事故を起こしており、基地周辺の市民にとっても脅威です。住宅密集地での危険な飛行は避けるという日米合意にも反しており、到底容認できません。引き続き監視や抗議活動を続けていきます。

南関東防衛局座間防衛事務所へ、基地周辺住民として申し入れを行いました。これは、6月9日から通告もなく、突然の海兵隊の攻撃ヘリの飛来に始まり、大型輸送ヘリCH53EやMV22 オスプレイが大挙して厚木基地に飛来し、飛行訓練を行っていることの説明と抗議の申し入れです。

神奈川ネットは、地域政党です。生活の課題は政治に直結しています。国の政党が、地方の政治までコントロールするのは多様な地域政党が政策を競い住みやすいまちをつくる社会をめざします。



今月の神奈川ネット

- サマースクール「市民が参加する政治～市民政策提案」：7/23(土)
- 市民の生活・活動法律相談：7/27(水)(20日から変更)
- 2021年度政務活動費市民公開、第5回運営委員会：7/28(木)

サマースクールのお知らせ

- ◆「市民が参加する政治～市民政策提案」
講師：坪郷 實さん (早稲田大学名誉教授)
日時：7月23日(土) 10:30~12:00
場所：神奈川ネット301号室
- ◆「脱炭素社会を市民と考える」
講師：藤村コノエさん (環境文明21共同代表)
日程調整中

問い合わせは神奈川ネット事務局まで
TEL：045-651-2011

神奈川朝鮮学園への支援

三重県 大矢知 手延ひやむぎを今年も販売します。1束 300円。神奈川ネットに申し込んでください。問い合わせは神奈川ネット事務局まで TEL：045-651-2011



編集後記
1995年から政党助成法が施行され、所属する国会議員が5人以上もしくは直近の国政選挙で得票率5%以上を満たした政党には、所属議員の数や得票数に応じて、政党助成金が国庫から支払われる。政党助成金の総額は、人口に250円をかけた額とされ、2022年度は315億3600万円が助成された。だからこそ、今回の参院選では、当選の見込が全くなくとも、とにかく得票数を増やすために候補者を多く出す政党がいくつか見られた。これは助成金目当ての立候補であり、民主主義の根幹を揺るがす。ある党は、堂々と選挙ポスターに助成金のための立候補と書いている始末だ。政党助成金のあり方にも議論が必要だ。(C・M)